平成２５年（フ）第５３５８号
東京都葛飾区東水元２丁目12―16　オレンジハウスⅡ―103
債務者　豊嶋　直子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６０号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東５丁目53―44
債務者　冨井　孝
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６８号
東京都練馬区貫井３丁目31―15―４Ａ
債務者　市川　薫
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３７２号
東京都調布市菊野台２丁目30―16　新コーポ２Ａ
債務者　湯淺　雅人
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３７６号
東京都板橋区志村２丁目10―３　クミニティ志村２―Ｃ
債務者　川崎　孝張
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３７９号
埼玉県新座市畑中１丁目10―57―615
債務者　大村　順一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８０号
東京都江東区南砂１丁目12―24―501
債務者　田邊　雅文
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８４号
東京都大田区山王３丁目18―20―101、住民票上の住所東京都中野区中央５丁目10―２―203
債務者　岡崎　翔
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３９０号
東京都足立区青井６丁目９―７　アンザ・ベルテⅢ―204
債務者　貫原　良子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４７号
横浜市青葉区市ケ尾町1165番地53　２Ｆ
債務者　杉薗　伸子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
長崎県島原市江里町乙2289番地２
債務者　一ノ瀬孝治
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前９時50分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
長崎県島原市湖南町7004番地５　山崎アパートＡ号室、前住所長崎県島原市親和町丁2671番地３
債務者　岩本　郁美（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前９時50分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第５２８１号
東京都江戸川区北小岩６丁目22―１―303
債務者　石井　高広
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３４３号
東京都立川市若葉町３丁目68―１―306
債務者　光定　純史
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０号
愛知県刈谷市井ケ谷町中ノ嶋57番地　ＤＵＰＬＥＸ国王323Ｃ101号、前住所兵庫県尼崎市道意町６丁目３番地　ハイム武庫川東リヴィエール　704
債務者　菅原　香（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係